

規 則

埼玉県立学校文書管理規則及び埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十号

埼玉県立学校文書管理規則及び埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する

規則

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立学校文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三種文書等(保存期間が五年の文書等)の項中六を八とし、五を七とし、四の次に次のように加える。

5 旅行命令簿、休暇届等

6 復命書

別表第四種文書等(保存期間が三年の文書等)の項中一及び二を削り、三を一とし、四から六までを二から四までとする。

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表第九号中「三年」を「五年」に改め、同表中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同表第十号中「届書綴」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同表第十一号とし、同表第九号の次に次の一号を加える。

十	職員の仕事に関する文書綴	五年
---	--------------	----

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した旅行命令簿、休暇届等及び復命書の保存期間については、なお従前の例による。

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した職員旅行命令簿及び願書、

届書綴の保存期間については、なお従前の例による。